

岩手県告示第24号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和4年岩手県告示第344号）で公示した公共測量を終了した旨西和賀町長から次のとおり通知があった。

令和6年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 和賀郡西和賀町地内
- 2 実施した期間 令和4年5月9日から令和5年3月10日まで
- 3 実施した公共測量の種類 航空写真撮影